

美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例(案)

一部改正の内容

① 連帯保証人の人数の変更 : 2人 → 1人

近年の少子高齢化社会に伴い、定住促進住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難となることが懸念されることから、連帯保証人の人数を減らします。

② 連帯保証人の保証上限額(極度額)の設定 : 624,000 円(当初家賃の24ヶ月分)

民法の一部(債権法)改正により個人根保証契約に極度額の設定が必要となります。

改正後	改正前
(入居の手続) 第8条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する契約書を提出すること。 (2) (略) 2～5 (略) (連帯保証人の責務) 第8条の2 <u>連帯保証人は、入居者がこの条例及び規則に定める義務を履行しないときは、直ちに入居者に代わってその義務を履行しなければならない。ただし、連帯保証人の負</u>	(入居の手続) 第8条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人 <u>2人の連署する契約書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は連帯保証人を1人とすることができる。</u> (2) (略) 2～5 (略)

担する債務の極度額は、入居当初家賃の2.4
月分とする。

施行日・・・令和2年4月1日